

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（四件）  
（農林水産経営支援課） 一
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧  
（水産業振興課） 二
- 道路の区域変更  
（道路課） 二
- 道路の供用開始  
（同） 三
- 建築士免許の取消し  
（建築宅地課） 三
- 開発行為に関する工事の完了  
（建築宅地課） 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定  
（契約課） 四
- 選挙管理委員会
  - 政治団体の届出 五
  - 政治団体の届出事項の異動届 五
  - 政治団体の解散届 六
  - 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十七年分） 六
  - 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十八年分） 六
  - 資金管理団体の届出 六
- 公安委員会
  - 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 六
  - 警備業検定合格者審査の実施 七

## 告 示

○宮城県告示第八百三十八号  
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十二加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号漁 業災害補償 法に基づく漁 業に係る加 入区の設定） 宮城県漁業協 同組合の唐桑 支所の宿浦の うち宿浦の区 域	平成二十八年 十月三日	気仙沼市唐桑町宿浦二 百九 島山 精一 気仙沼市唐桑町宿浦二 百十六 島山 政則	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	四人

○宮城県告示第八百三十九号  
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十四加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号漁 業災害補償 法に基づく漁 業に係る加 入区	平成二十八年 十月三日	気仙沼市唐桑町上鮎立 六十二 鈴木 信一朗 気仙沼市唐桑町鮎立八 十一 菅野 和享	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定	六人

入区の設定 で告示された 宮城県漁業協 同組合の唐桑 支所の地区の うち上鮎立 鮎立の区域	する特定かき 養殖業
---	---------------

○宮城県告示第八百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	发起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十五加入 区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に て告示された 宮城県漁業協 同組合の唐桑 支所の地区の うち浦の区域	平成二十八年 十月三日	気仙沼市唐桑町宿浦百 三十四一四 島山一春 気仙沼市唐桑町浦百十 二 小山 知利	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

○宮城県告示第八百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	发起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十七加入 区	平成十九年宮 城県告示第 百三十三号	平成二十八年 十月三日	気仙沼市唐桑町西舞根 百三十三一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	六人

区	百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定に て告示された 宮城県漁業協 同組合の唐桑 支所の地区の うち東舞根、 西舞根の区域	島山 哲 気仙沼市唐桑町東舞根 二百八一 鈴木 章登	和三十一年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業
---	--	-------------------------------------	---

○宮城県告示第八百四十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十八年十月十四日から平成二十八年十月二十八日まで縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
发起人の住所及び氏名	
石巻市寄磯浜前浜八十二 渡邊 孝義	宮城県石巻市寄磯浜 前浜二十八番四
石巻市寄磯浜前浜五十 坂本 俊一	宮城県石巻市寄磯前 網支所
石巻市谷川浜川原十番地三 馬場 伸一	宮城県漁業協同組合 谷川支所
石巻市鮫浦細田一番地一 阿部 誠二	宮城県石巻市谷川浜 中井道十三番四

○宮城県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	後	前	後
四・八〇 二〇・七	一〇・六〇 三九・六	一、八二四・六	一、八七一・八	

○宮城県告示第八百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字大沼二一八番三九地先から同郡同町歌津字大沼一九五番地先まで	平成二十八年十月十四日

○宮城県告示第八百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十八年十月四日	鈴木 三郎	二級建築士	第四百三三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年十月四日	佐藤 八郎	二級建築士	第四百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	鈴木 亀吉	二級建築士	第四百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	高橋 清七	二級建築士	第四百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	島山 栄三	二級建築士	第四百五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	島山 西蔵	二級建築士	第四百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	遠藤 勝郎	二級建築士	第四百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	島山 丈作	二級建築士	第四百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	渡辺 喜一	二級建築士	第四百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	鈴木 清人	二級建築士	第四百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	豊川 藤吉	二級建築士	第四百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	早坂 美代	二級建築士	第四百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	千葉 竹治	二級建築士	第四百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	高橋 榮	二級建築士	第四百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	米谷 久藏	二級建築士	第四百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	大内 竹七	二級建築士	第四百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	塚田 宗興	二級建築士	第五百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	佐々木 文	二級建築士	第五百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	之助	二級建築士	第五百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	杉澤 佐造	二級建築士	第五百十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	関根 義清	二級建築士	第五百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	中村 宗雄	二級建築士	第五百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年十月四日	今野 善治	二級建築士	第五百九十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	佐藤 眞七	二級建築士	第五百九十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	菅野 春衛	二級建築士	第五百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	八島 源彌	二級建築士	第五百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	太田 市吉	二級建築士	第五百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	菅原 勝榮	二級建築士	第五百六十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	及川 眞	二級建築士	第五百六十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	大内 與三郎	二級建築士	第五百六十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	今野 勇作	二級建築士	第五百五十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	木村 武志	二級建築士	第五百五十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	阿部 誠一	二級建築士	第五百四十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	芳賀 東之丞	二級建築士	第五百四十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	渡辺 春松	二級建築士	第五百四十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	大森 富實	二級建築士	第五百四十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	平野 新治	二級建築士	第五百四十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	三浦 初五	二級建築士	第五百四十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	千葉 末松	二級建築士	第五百三十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	岡本 末治	二級建築士	第五百三十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	佐藤 市之進	二級建築士	第五百二十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月四日	佐藤 丑太	二級建築士	第五百二十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

公 告

平成二十八年十月四日 小野 金治 二級建築士 第五百九十七号 建築士法第九條第一項第三号に該当するため

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 巨理郡山元町坂元字道合六十八番二の一部、六十九番四の一部、六十九番五、七十番二、七十一番二、七十二番二の一部、九十二番二の一部、九十三番一、九十三番二、九十四番一、九十四番二、九十五番一、九十五番二、九十五番三、九十六番一の一部、九十六番二の一部、九十六番三の一部、九十六番四、九十六番五の一部、九十六番六の一部、百三十五番八、百四十一番一、百四十一番二、百四十一番三、百四十一番四、百四十二番、百四十三番、百四十三番一、六十八番二地先の道の一部、六十八番二地先の水の一部、六十九番四地先の水の一部、九十三番二地先の水の一部、九十六番五地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 山元町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る建設工事の名称 宮城県防災行政無線設備（地上系）更新工事（平成二十八年度危一〇〇一号）

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年八月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東芝東北支社 仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号

五 落札金額 三十億四千万円(消費税及び地方消費税を除く)

六 契約の相手を決めた手続き 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年六月七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十八年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

自由民主党宮城理療法士連盟支部 榊 望 羽田 智大 仙台市泉区桂一―一四―四 ○ 平成二十八年九月十二日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第一号、第二号)

一 一條芳弘後援会 一條 芳弘 一條 利美 柴田郡柴田 衆議院議員 一條 芳弘、柴田郡柴田 衆議院議員 平成二十八年九月十三日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

菊地忠久後援会 稲村 祐之 菊地芽久美 白石市鷹巣西二―一―三八 平成二十八年九月二十一日

菅原正剛後援会 山田 悦郎 二上 信昭 栗原市瀬峰長者原五四―一六 平成二十八年九月十六日

○宮選管告示第百四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

平成二十八年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党川崎町支部 森岡 孝七 主たる事務所 柴田郡川崎町大字今宿字野上 一〇七―一―一五 柴田郡川崎町大字前川字松葉森 山一―二―一五 平成二十八年九月十日

自由民主党宮城東宅建支部 本間 裕治 代表者の氏名 本間 裕治 大城 秀峰 平成二十八年五月三十日

自由民主党山元町支部 岩佐 隆 代表者の氏名 岩佐 隆 島田 敬二 平成二十八年八月二十六日

日本維新の会衆議院宮城第1選挙区支部 高山 昌樹 政治団体の名称 日本維新の会衆議院宮城第1選挙区支部 おおさか維新の会衆議院宮城県第1選挙区支部 平成二十八年八月二十三日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

あべまさきを囲む会 宮内 弘晶 会計責任者の氏名 柏原 桂 高嶋 啓佑 平成二十八年九月一日

木村しんいち後援会 佐々木秀子 主たる事務所 角田市角田字泉 町三九―一―一五 角田市角田字町 一七九―一―一五 平成二十八年九月二十二日

電機連合宮城地協政 児玉 健一 代表者 児玉 健一 釜石 行雄 平成二十八年九月十六日  
治活動委員会 氏名

会計責任者 石山 光広 小野 文雄

高山昌樹の会 高山 昌樹 主たる事務 仙台市若林区清水小路八丁目一四一六〇六号 仙台市若林区河原町一丁目二番 平成二十八年九月一日

宮城県宅建政治連盟 本間 裕治 代表者 本間 裕治 伊藤昭太郎 平成二十八年五月三十日  
の氏名

会計責任者 阿部 倫明 高橋 尚

○宮選管告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次とおり政治団体が解散した旨届出があった。  
平成二十八年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

高橋勝後援会 須藤 晴男 平成二十八年九月十六日

○宮選管告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十八年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

（その他の政治団体）  
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

高橋勝後援会

報告年月日 28. 2. 25 (28. 9. 16解散)

1 収入総額 379,452

前年繰越額 379,452

2 支出総額 0

○宮選管告示第百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十八年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

高橋勝後援会

報告年月日 28. 9. 16 (28. 9. 16解散)

1 収入総額 379,452

2 支出総額 0

○宮選管告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次とおり資金管理団体の届出があった。  
平成二十八年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名） 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

一條 芳弘 衆議院議員 一條芳弘後援会 柴田郡柴田町東船迫一―三 平成二十八年九月五日

高山 昌樹 衆議院議員 高山昌樹の会 仙台市若林区清水小路八―三 平成二十八年九月一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第14号

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月14日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第5条関係)

宮公委第 年 月 日 号

氏名又は商号 殿  
(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

指 示 書

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例(平成14年宮城県条例第43号)第9条第 項の規定により、下記のとおり指示する。  
記

営業所の名称	
営業所の所在地	
指示事項	
指示理由	
履行期間	年 月 日から 年 月 日までの間

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号 (第6条関係)

宮公委第  
年 月 日 号

氏名又は商号  
(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

営 業 停 止 命 令 書

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例 (平成14年宮城県条例第43号) 第10条第 項の規定により、下記のとおり営業の停止を命ずる。  
記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業停止期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第2条 質屋営業法施行細則(平成17年宮城県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号(第3条関係)

宮公委第 号

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった質屋営業については、質屋営業法第3条第1項の規定により許可をしないので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号 (第15条関係)

住所又は居所	質屋許可取消通知書	宮公委第	号
氏名又は名称	殿		
質屋営業法第25条 第2項	第1項 の規定により、質屋の許可を取り消したので通知する。		
許可年月日及び許可番号			
取消しの理由			
年 月 日			
		宮城県公安委員会	印

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考  
1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 (第15条関係)

宮公委第 号

質屋営業停止命令書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

第1項 質屋営業法第25条 第2項 の規定により、次のとおり質屋営業の停止を命ずる。

停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
-------	---------	---------	----

停止の理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（古物営業法施行細則の一部改正）

第3条 古物営業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

宮公委第 号

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった古物営業については、古物営業法第3条の規定により許可をしないので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条、第11条関係）

宮公委第 号

許可取消処分通知書

住所又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称

殿

古物営業法 第6条  
第24条 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号 (第5条、第14条関係)

承認取消処分通知書

宮公委第 号

住所又は居所

様 式

承認年月日

承認番号

氏名又は名称

殿

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条の規定により、様式の承認古物営業法施行規則第29条の規定により盗品売買等防止団体の承認を取り消したので通知する。

取消年月日

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第8条関係）

宮公委第 号

不 認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして  
使用 する 名 称

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号 (第9条関係)

宮公委第 号

認 定 取 消 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

古物営業法施行規則 第19条の10第1項  
第19条の14第1項 の規定により、古物競りあわせん業の実施方法の

認定を取り消したので通知する。

認定年月日、認定番号及び営業を示すものとして使用する名称

取消しの理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 (第10条関係)

宮公委第 号

指 示 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号 (第1条関係)

宮公委第	号
営 業 停 止 命 令 書	
住所又は居所	
氏名又は名称	殿
古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。	
停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
理由	
年 月 日	
宮城県公安委員会 印	

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号 (第13条関係)

宮公委第 号

不 承 認 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体については、古物営業法施行規則第23条の規定により承認をしないので通知する。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（迷惑行為防止条例施行規則の一部改正）

第4条 迷惑行為防止条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

住所 ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日 ( 歳)	所 属 階 級 氏 名	宮 年 月 日	号 日
命 令 書 印				
<p>あなたが行った下記の誘引行為は、迷惑行為防止条例(昭和42年宮城県条例第29号)第7条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該誘引行為をやめるべき旨を命ずる。</p>				
1 日 時	年 月 日	時 分 頃	記	
2 場 所				
3 内 容	<input type="checkbox"/> 飲菜的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮想したものの提供(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)を受ける客となるように、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して誘引したものの <input type="checkbox"/> 飲菜的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役務に従事する者となるように、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して誘引したものの			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分が不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の提起をすることができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 (第2条関係)

住所 ふりがな 氏年月日	年 月 日 ( 歳)	宮 城 県 年 月 日 号
命 令 書	所 階 氏 名	印

あなたが行った下記の客引き等の相手方となるべき者を待つ行為は、迷惑行為防止条例(昭和42年宮城県条例第29号)第7条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該行為をやめようべき旨を命ずる。

1 日時	年 月 日	時 分	頃
2 場所			
3 内容	<p><input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、客引きをする目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つ行為</p> <p><input type="checkbox"/> 次の相手方となるべき者を待つ行為</p> <p><input type="checkbox"/> 見せ物又はこれを仮装したものの販売</p> <p><input type="checkbox"/> 物品又はこれを仮装したものの販売</p> <p><input type="checkbox"/> 行為又はこれを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> これを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> 方法をより異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、客となるように誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つ行為</p> <p><input type="checkbox"/> 見せ物又はこれを仮装したものの販売</p> <p><input type="checkbox"/> 物品又はこれを仮装したものの販売</p> <p><input type="checkbox"/> 行為又はこれを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> これを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> 方法をより異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</p> <p><input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つ行為</p> <p><input type="checkbox"/> 人を性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)</p> <p><input type="checkbox"/> 猥褻的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為</p> <p><input type="checkbox"/> 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つ行為</p> <p><input type="checkbox"/> 人を性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)</p> <p><input type="checkbox"/> 猥褻的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為の提供(当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる単わいの場合に限る。)</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号 (第4条関係)

宮公委第 年 月 日 号

氏名又は商号 殿  
(法人にあっては、さらに代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

指 示 書

迷惑行為防止条例 (昭和42年宮城県条例第29号) 第13条の規定により、下記のとおり指示する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
指 示 事 項	
指 示 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
  - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第5条関係）

宮公委第  
年 月 日

氏名又は商号  
（法人にあつては、さらに代表者の氏名）  
殿

宮城県公安委員会 印

事 業 停 止 命 令 書

迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）第14条の規定により、下記のとおり事業の停止を命じる。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業停止期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正）

第5条 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

報告・資料提出請求書

宮公委第 年 月 日 号

住 所  
商号、名称又は氏名  
(法人にあっては、  
代表者の氏名)

殿

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり報告・資料の提出を求めます。

記

提出をを求める 報告・資料	
理 由	
提 出 場 所	
提 出 期 限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号 (第4条関係)

宮公委第  
年 月 日

指 示 書

住 所  
商号、名称又は氏名  
(法人にあっては、  
代表者の氏名)

殿

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号 (第5条関係)

宮公委第  
年 月 日

営業停止命令書

住 所  
商号、名称又は氏名  
(法人にあっては、  
代表者の氏名)

殿

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
処分の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 (第5条関係)

宮公委第  
年 月 日 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所  
商号、名称又は氏名  
(法人にあっては、  
代表者の氏名)

殿

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
住 所	
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（警備業法施行細則の一部改正）  
第6条 警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 (第2条、第3条関係)

不 認 定 通 知 書  
認 定 証 不 更 新

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった

警 備 業 の 認 定 認 定 証 の 有 効 期 間 の 更 新

について、次の理由に

より 認 定 認 定 証 の 有 効 期 間 の 更 新 を し な い の で 、 警 備 業 法 第 5 条 第 3 項 第 7 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 通 知 す る 。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 (第4条関係)

認 定 取 消 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏 名 又 は 名 称			
住 所			
代 表 者 の 氏 名			
認 定 年 月 日	年 月 日	認定証の番号	
認定を取り消した理由			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号 (第7条関係)

資格者証不交付通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 警備員指導教育責任者資格者証 の交付について  
は、 警備業法第22条第4項 機械警備業務管理者資格者証 の規定により交付を行わないので通知する。

申請者	住所	生年月日		年	月	日生
	氏名					
理由						

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考  
1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 (第8条関係)

資格者証返納命令書

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法 第22条第7項 第42条第3項において準用する同法第22条第7項 の規定により 公安委員

会第 号 年 月 日交付の 警備員指導教育責任者資格者証 の返

納を命ずる。

本 籍			
氏 名	生 年 月 日	年	月 日 生
理由			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号 (第9条関係)

講習修了証明書不交付通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日から 年 月 日まで実施した 講習に係る  
講習修了証明書については、交付しないので通知する。

受 講 者	住 所	生 年 月 日	年	月	日 生
	氏 名				

理 由

--	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 (第10条関係)

警備員指導教育責任者兼任不承認通知書

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

次の営業所に対して、警備業法施行規則第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任を承認しないこととしたので通知する。

認定番号	公安委員会 第 号			
	住所			
警備員指導教育責任者	氏名			
		資格者証	交付公安委員会 公安委員会	交付年月日 年 月 日
主たる営業所	所在地			
		所在地		
専任の営業所	所在地			
		所在地		
兼任しようとする営業所	所在地			
		所在地		

理由	
----	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第14号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第14号 (第13条関係)

第 年 月 日 号

住所 殿  
氏名

宮城県公安委員会 印

不 指 定 通 知 書

警備員教育を行う者等を定める規程 第1条第4号の基本教育 を行うについて十分な能  
第3条第5号の業務別教育

力を有する者としての指定の申請については、次の理由により指定しないので通知する。  
理由

- 1 この処分が不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号 (第14条関係)

1級検定受検資格不認定通知書

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名

殿

宮城県公安委員会 印

警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に規定する1級の検定 ( ) の受検資格を有する者とは認定しないので通知する。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号 (第15条関係)

合格証明書不交付通知書

第 年 月 日 号

住所氏名 殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項の規定により合格証明書を交付しないこととしたので通知する。

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第21号を次のように改める。

別記様式第21号 (第16条関係)

合格証明書返納命令書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定により 公安委員  
会第 号 年 月 日交付の合格証明書の返納を命ずる。

氏名	生年月日	年	月	日生
----	------	---	---	----

住所	
----	--

警備業務の種類及び級	警備業務 第 級
------------	----------

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第22号 (第17条関係)

成績証明書不交付通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日に実施した検定の学科試験及び実技試験に係る成績証明書については、交付しないので通知する。

申請者	住所	生年月日	年	月	日生
	氏名				

理由

--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号 (第19条関係)

機械警備対象施設特例不承認通知書

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

次の対象施設に対して、警備業法施行細則第19条第4項の規定により即応体制の整備の基準についての特例を承認しないこととしたので通知する。

認 定 番 号	公安委員会 第 号	
	名 称	
基 地 局 所 在 地	所 在 地	
	名 称	
対 象 施 設	所 在 地	
	名 称	

特例を認めないこととした理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第26号を次のように改める。

別記様式第26号 (第21条関係)

報告・資料提出要求書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第46条の規定により次のとおり報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の提出を求める事項	
理由	
報告又は資料の提出場所	警 察 署
提出期限	年 月 日 午前・後 時 分まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第27号を次のように改める。

別記様式第27号 (第22条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第48条の規定により次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第28号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第28号 (第23条関係)

営 業 停 止 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

股

宮城県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
処分の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「処分の理由」には、違反事項、事案の概要等を記載すること。

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第29号を次のように改める。

別記様式第29号 (第23条関係)

営 業 廃 止 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名

股

宮城県公安委員会 印

警備業法第19条第2項の規定により次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正）

第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号 (第4条、第9条関係)

第 年 月 日 号

豊

宮城県公安委員会 印

営 業 許 可 取 消 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第 条第 項の規定により、下記のとおり風俗営業の許可を取り消すので通知する。  
記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業の種別	法第2条第1項第 号 ( )
取消しの理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第4条、第9条関係）

第 号  
年 月 日  
殿  
宮城県公安委員会 印

営 業 許 可 取 消 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 条

下記のとおり特定遊興飲食店営業の許可を取り消すので通知する。

記

営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
取 消 し の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第20号 (第9条関係)

第 年 月 日 号

股

宮城県公安委員会 印

営 業 停 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第 条第 項  
の規定により、下記のとおり営業の停止を命ずる。  
記

営業所の名称 又は呼称	
営業所又は事 務所の所在地	
営業停止期間	
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第21号を次のように改める。

別記様式第21号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

飲食店営業停止命令書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 条第 項  
の規定により、下記のとおり飲食店営業の停止を命ずる。  
記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業停止期間	
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第22号 (第9条関係)

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

営 業 廃 止 命 令 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第 条第 項  
の規定により、下記のとおり営業の廃止を命ずる。  
記

営業所の名称 又は呼称	
営業所又は受 付所の所在地	
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号 (第11条関係)

第 号  
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

報告 (資料提出) 要求書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号。以下「法」という。)  
第37条第1項の規定により、下記のとおり報告 (資料の提出) を求めます。  
記

営 事 業 務 所	所在地		
	営 業 種 別	法第2条第	項第 号の営業 ( )
報告 (資料の提出) を求める事項			
理 由			
報告又は資料の提出場所			
提 出 期 限		年 月	日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正）

第7条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号 (第12条関係)

第 年 月 日 号

豊

宮城県公安委員会 印

報 告 要 求 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり報告を求めます。  
記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
報告を求める事項	
理 由	
報告又は資料の提出場所	
提出期限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第12号 (第14条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

所持許可取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第 項第 号の規定により、下記のとおり  
所持許可を取り消すので通知する。 の  
記

処分に係る銃砲の 種類、許可年月日 許可番号、商品名 及び銃番号	銃種	丁	
	許可年月日	年 月 日	
銃番号	許可番号	第 号	
	商品名		
本籍・住所・職業 氏名・生年月日	銃番号		
	本籍		
	住所		
	職業		
取消しの理由	氏名		
	生年月日	年 月 日	生 ( 歳)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第13号 (第15条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年少射撃資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3第 項の規定により、下記のとおり年少射撃資格の認定を取り消すので通知する。

記

年少射撃資格認定証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
本 籍 ・ 住 所 氏 名 ・ 生 年 月 日	交 付 者	
	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
取 消 し の 理 由	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第140号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年10月14日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

平成28年11月28日（月）午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級あわせて20人

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定

により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(6) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(7) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(8) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 審査内容

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。

## (2) 受付期間

平成28年10月28日（金）から11月4日（金）までの土、日曜日及び祝日を除く5日間（10月28日から11月2日まで（は午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）  
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

## 8 申請手続き

事前申込みにより予約番号を所得した者に対する申請手続きは、次のとおり行う。

## (1) 申請受付期間

平成28年10月7日（月）から同月11日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

## (2) 申請書の提出先

事前申込みの際に申請先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 審査申請書（検定期則別記様式）1通

イ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

エ その他

（フ）住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面1通

（ク）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通

## (4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

## 9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

## 10 その他

審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課  
電話番号022-221-7171 内線3054、3055